

ICT活用工事(ICT土工)試行要領 新旧対照表

要領	条文	旧	新
(ICT 土工) 試行要領	対象工事 第3条	<p>ICT活用工事は、原則として、工事工種体系ツリーにおける下記の(1)(2)(3)の工種において、1,000m³以上の土工量を含む工事を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。</p> <p>なお、1,000m³以上の土工量とは、土の移動量の合計が1,000m³以上のものとし、例えば、掘削土量500m³、盛土土量500m³の土工量は1,000m³と数える。</p> <p>また、ICT付帯構造物設置工、ICT法面工をICT土工の関連施工工種として実施することができる。なお、各施工プロセスで活用するICT施工技術は国土交通省が定めた要領等によるものとする。</p>	<p>ICT活用工事は、原則として、工事工種体系ツリーにおける下記の(1)(2)(3)の工種において、1,000m³以上の土工量を含む工事または設計金額が20,000千円以上の工事を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。</p> <p>なお、1,000m³以上の土工量とは、土の移動量の合計が1,000m³以上のものとし、例えば、掘削土量500m³、盛土土量500m³の土工量は1,000m³と数える。</p> <p>また、ICT付帯構造物設置工、ICT法面工をICT土工の関連施工工種として実施することができる。なお、各施工プロセスで活用するICT施工技術は国土交通省が定めた要領等によるものとする。</p>
別紙1 「発注者指定型」特記仕様書	設計積算 第4条	<p>本工事の積算にあたっては、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等に基づき、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に要する費用を見込んでいる。</p> <p>3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p>	<p>本工事の積算にあたっては、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等に基づき、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に要する費用を見込んでいる。</p> <p>3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、契約変更時に共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p>